

24 船越町6丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区	
		中高層住宅地区	低層住宅地区
(1)	建築物の用途の制限	共同住宅で保育所、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)及び令第130条の5の3各号に掲げる用途に供するものを1階以下の部分に有するもの並びに集会所並びに法別表2(イ)項第9号及び同表(ハ)項第7号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。)並びにこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、兼用住宅、共同住宅、保育園、集会所、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)、令第130条の5の3各号に掲げる用途に供するもの、公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル。ただし、集会所及び公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。	150平方メートル(長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり50平方メートル以上とする。)。ただし、集会所及び公益上必要な建築物の用途に供するものについては、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	道路境界線に面する部分は3メートル及び隣地境界線に面する部分は2メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は	1メートル。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

		<p>は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 集会所及び公益上必要な建築物</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が1メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置、電気室、機械室、自動車車庫、その他これらに類する用途に供する附属建築物で、当該外壁等の隣地境界線からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p>	<p>ア 集会所及び公益上必要な建築物</p> <p>イ 隣地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下で、かつ、当該外壁等からの後退距離が0.5メートル以上であるもの</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>エ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から45メートル	地盤面から12メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	<p>へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの。ただし、ごみ集積場の周囲に設けるものについては、この限りでない。</p>	<p>へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの。ただし、ごみ集積場の周囲に設けるものについては、この限りでない。</p>